

鬼北町街路灯設置等補助金事業の拡充について

町では交通の安全と治安の維持及び景観の保持を図ることを目的に地域が街路灯を設置しようとする場合、設置費用等の補助を実施。

今回、街路灯設置等補助金事業の補助基準を拡充します。

◎以下を拡充

- ① L E D街路灯を新設する場合の補助金額を拡充。
- ② L E D街路灯からL E D街路灯へ取替える場合についても補助対象。
- ③ L E D街路灯の移設・修繕する場合も補助対象。

令和7年度までは

補助対象経費	補助金限度額（1灯当たり）
L E D街路灯の新設 （支柱の新設を含む）	設置に要した経費 上限：40,000円
L E D街路灯の新設 （支柱の新設を含まない）	設置に要した経費 上限：20,000円
L E D街路灯への更新 （蛍光灯からのみ）	設置に要した経費 上限：20,000円



令和8年度からは

補助対象経費	補助金限度額（1灯当たり）
L E D街路灯の整備 （支柱の新設、修繕、移設を含む）	設置費用の3分の2以内 上限：60,000円
L E D街路灯の整備 （支柱の新設、修繕、移設を含まない）	設置費用の3分の2以内 上限：30,000円
L E D街路灯の整備 （L E Dへの交換又はL E Dの更新）	設置に要した経費 上限：20,000円

※100円未満の端数がある場合は、切捨て

相談窓口・お問い合わせ先

総務財政課 行政係 45-1111（内線2206）